

厚岸町選挙管理委員会告示第16号

地方自治法第74条第4項及び同法第75条第5項に定める50分の1の数、同法第76条第4項、同法第80条第4項、同法第81条第2項及び同法第86条4項に定める3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項に定める6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月25日

厚岸町選挙管理委員会委員長 木村吉男



記

- | | | |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 50分の1の数 | 169人(168. ⁸⁸) |
| 2 | 3分の1の数 | 2,815人(2,814. ⁶⁶) |
| 3 | 6分の1の数 | 1,408人(1,407. ³³) |